

四日市市

学

校

評

価

ガイド

四日市市教育委員会

平成23年3月

はじめに

学校教育においては、幼児児童生徒がよりよい教育活動を享受できるよう、学校経営の改善と発展をめざしていくことが求められています。その中で、平成19年6月には、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正がなされ、学校評価及び情報提供に関する事項が定められました。また、平成22年7月には、文部科学省から学校の第三者評価の在り方に関する記述を充実した「学校評価ガイドライン」が改訂されました。

本市においては、平成17年に「四日市市学校教育ビジョン」を策定し、本市の学校教育がめざす子どもの姿を明らかにするとともに、その実現に向けた学校教育全体の方向性を示しました。各学校・園（以下、「学校」という）においては、このビジョンを踏まえながら、学校の現状や課題、地域の実情に応じ、保護者や地域住民等から信頼される教育の推進を図るため、「学校づくりビジョン」を策定して具体的な教育活動を展開してきました。

この6年間の取組により各学校では、学校づくりビジョンを教職員が共有し、学校一丸となって教育活動に取り組むために様々な工夫を行い、PDCAサイクルによる継続的な改善活動が実践されています。これにより、「学校の強みと弱みが明確になり、課題の解決に取り組める」「教育活動の改善に役立つ」など、学校評価への教職員の有用感が高まっています。

一方で、「学校評価の取組が日々の教育活動に反映されにくい」、「より効率的な学校評価ができないか」といった声も出てきています。

平成23年度から実施する「第2次四日市市学校教育ビジョン」の策定にともない、学校評価が学校経営の改善と発展をめざすための取組として機能するよう、また、学校評価にかかわる課題の解決の一助となる指針として「学校評価ガイド」を策定しました。

学校評価は、幼児児童生徒の学校生活がよりよいものとなるように、学校改善に取り組むためのツールの一つです。

本ガイドは、

- 昨年度の振り返りを生かして改善し、ビジョン達成をめざす。
- 重点課題に学校が組織的・継続的に取り組む。
- 家庭や地域が学校と情報を共有し、協働する。

といった視点で、「四日市市学校評価システム」のさらなる浸透を図るものです。

各学校におかれましては、本ガイドを有効に活用していただき、学校経営の改善と発展の一助となることで、充実した教育活動が展開され、幼児児童生徒がさらに健やかに成長することを期待します。

四日市市教育委員会
教育長 水越 利幸

目 次

1	学校評価の目的	1
2	学校評価を実施する際の基本的な考え方	
	○ 学校評価におけるP D C Aサイクルイメージ図	2
3	学校づくりビジョンの確立	3
	(1) 学校づくりビジョンの策定	
	(2) 学校づくりビジョンの共有	
	(3) 学校づくりビジョンの実現に向けた組織づくり	
4	保護者・地域への情報発信	5
	(1) 情報発信の必要性	
	(2) 情報発信の進め方	
	(3) 保護者・地域住民等からの受信	
	(4) 情報発信を積み重ねることで得られる効果	
5	学校評価の充実	7
	(1) 四日市市学校評価システム	
	(2) 四日市市学校評価システムの全体像	
	(3) 自己評価	
	(4) 学校関係者評価	
	(5) 評価結果の公表	
	(6) 教育委員会への報告	
	<参考資料>	
	・ 学校評価フロー図	12
	・ 学校評価年間計画例	
	・ 保護者アンケートを実施する上での留意点	
	・ 学校評価に関する法の規定	
	・ 【様式1】自己評価書	
	・ 【様式2】学校教育活動の評価	
	・ 【様式3】学校経営手法の診断	
	・ 【様式4】学校関係者評価書	

1 学校評価の目的

学校評価は、幼児児童生徒がよりよい学校生活を送れるよう、学校経営の改善と発展をめざす取組です。

四日市市では、次の3つを目的とした学校評価を実施し、保護者や地域住民等から信頼される学校づくりを進めます。

(1) PDCAサイクルの継続により、学校経営の改善を図ります。

各学校が、学校づくりビジョンを策定し、「めざす子どもの姿・めざす学校の姿」の実現に向け設定した重点目標について、その達成状況を把握・整理し、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善していきます。

(2) 説明責任を果たすとともに、開かれた学校づくりを進めます。

各学校が、自己評価及び学校関係者評価の実施とその結果の説明・公表により、保護者や地域住民等から理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めます。

(3) 学校への支援・条件整備を充実し、教育の質の保障・向上を図ります。

学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の必要な措置を講じることであり、一定水準の教育の質を保障し、その向上を図ります。

2 学校評価を実施する際の基本的な考え方

学校評価を実施する際は、次の3つの基本的な考え方について教職員全体で共通認識し、学校全体で取り組むようにすることが大切です。

(1) よりよい学校づくりにつながるものであること。

学校評価が「評価のための評価」にならないよう、学校運営の改善や教育活動の充実につながる取組にすることが大切です。

(2) 目に見える学校改善につながるものであること。

学校評価を定着させるためには、教職員一人一人が「学校評価をやってよかった」という実感を得ることが大切です。例えば、子どもの変容から実感を得られやすい授業改善の取組を学校評価の中心に据えて取り組むなどの工夫が必要です。

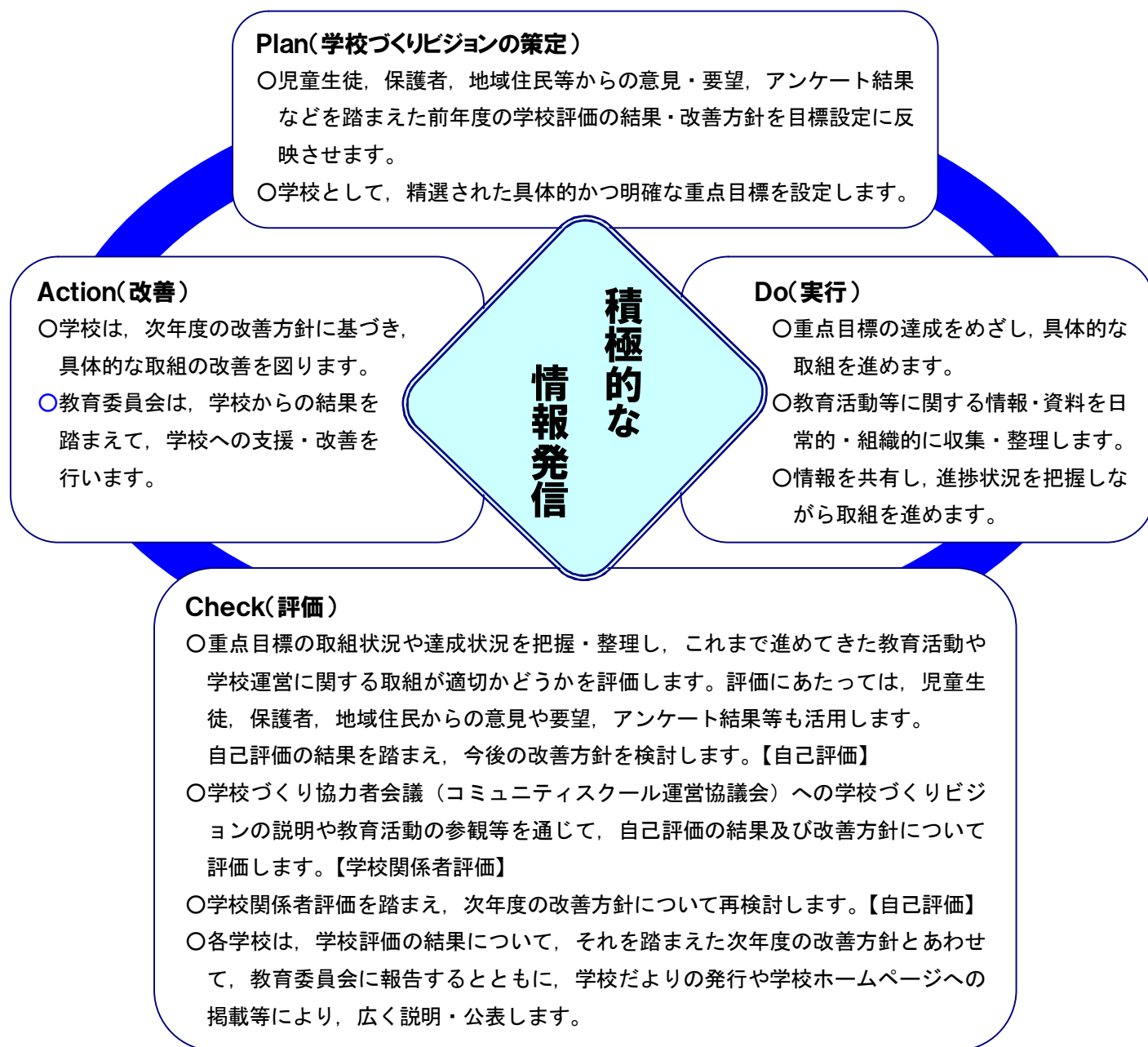
(3) 分かりやすく、使いやすいものであること。

学校づくりビジョンに示された「めざす子どもの姿・めざす学校の姿」や重点目標、評価項目・指標等は、教職員全体で共通認識を図りやすく、保護者や地域住民等にも評価しやすい具体的なものとなるよう工夫することが大切です。

やってよかったと思える学校評価にするために（その1）

- 教職員自身が「評価したい」、「評価されたい」と思うことについて取組を始めましょう。
- 学校が「力を注いできたこと」、「当面している具体的な問題」に絞って評価項目を設定し、評価活動に継続的に取り組むことができるようにしましょう。
- 学校評価は、年度末や学期末に実施するだけでなく、内容によってはその時点で評価を行う方がよい場合もあります。その場合は、評価結果をファイルしておきましょう。速やかに改善を図る必要があるものには、ただちに改善活動にとりかかりましょう。

○ 学校評価におけるPDCAサイクルイメージ図



PDCAサイクルについては、年度末のA（改善）から次年度初めのP（学校づくりビジョンの策定）へスムーズな接続ができるよう、年度内に評価結果の整理を行い、改善に向けての準備を進めておくことが大切です。

3つの学校評価の定義（文部科学省「学校評価ガイドライン」より）

- ・自己評価…各学校の教職員が行う、最も基本となる評価。
- ・学校関係者評価…保護者、地域住民等の学校関係者により構成された評価委員会が、自己評価の結果を基本として行う評価。
- ・第三者評価…学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価。

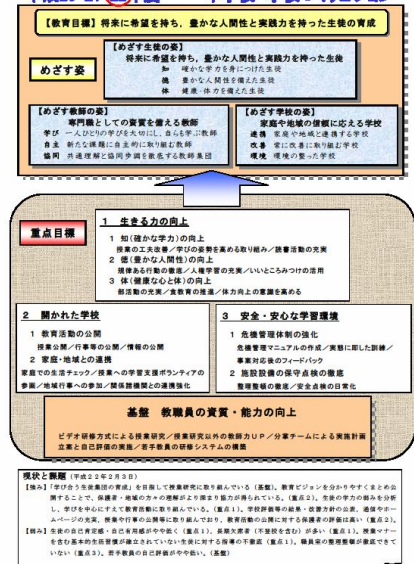
3 学校づくりビジョンの確立

(1) 学校づくりビジョンの策定

学校が、学校評価によるPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に学校経営の改善を進めていくためには、中長期的な学校経営の方針である「学校づくりビジョン」を策定し、めざすべき姿と具体的方策を明らかにする必要があります。

○「学校づくりビジョン」として記述する主な内容

- ① 「めざす子どもの姿・めざす学校の姿」(学校の基本理念)を明示します。
- ② 幼児児童生徒、保護者、地域のニーズ・期待や学校を取り巻く環境の変化はもちろん、教育動向や社会情勢等を踏まえ、学校の現状と課題、今後の見通しについて示します。
- ③ これらに基づき、「めざす子どもの姿・めざす学校の姿」を実現するための重点目標と、それを実現するための具体的方策と実施計画を中心に設定します。
- ④ 目標の達成状況を把握するための指標(成果指標)と、達成に向けた取組状況を把握するための指標(取組指標)を設定します。



やってよかったと思える学校評価にするために(その2)

- 「めざす子どもの姿・めざす学校の姿」について、保護者・地域住民等との共有を図るためには、キャッチフレーズ的で親しみやすい(抽象的な)表現になることはやむを得ないと考えます。しかし、これらを実現するための目標や方策については学校の現状を踏まえた、より具体的で誰にも分かりやすく示していきたいものです。
- 前年度の学校評価から導き出された課題や学校を取り巻く状況等について、いかに的確に把握されているかが、目に見える改善につながるポイントとなります。
- 重点目標や重点的な取組を導き出すにあたっては、重要度だけでなく、学校の現状を十分踏まえ、実現の可能性についても考慮する必要があります。

(2) 学校づくりビジョンの共有

学校が、保護者や地域住民等の期待や信頼に応え、地域の実情に即した学校経営を推進するためにも、教職員間はもちろん、保護者・地域住民等へも広く情報発信し、「学校づくりビジョン」の共有を図る必要があります。

○ 教職員間や保護者・地域住民等との共有を図るために

- ① どんな学校をめざしたいのか、どのような子どもの姿を思い描いて教育活動を進めるのかなど、「めざす子どもの姿・めざす学校の姿」について、全教職員が話し合うことで共通理解を深めます。
- ② めざす姿を実現させるための具体的方策や重要な取組、その達成状況や取組状況を評価するための指標について、その妥当性を全教職員で協議し、具体的な達成のイメージの共通理解を図ります。
- ③ 日常の学校活動や行事等の取組が、「学校づくりビジョン」の実現に結びついたねらいを持って実施できるようにします。また、ねらいについても常に保護者・地域住民等に情報発信し、日常的にビジョンを意識できるような雰囲気づくりに心がけます。
- ④ PTA総会や学校づくり協力者会議(以下、「協力者会議」という)、コミュニティスクール運営協議会(以下、「運営協議会」という)等の場での説明や、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域住民等への情報発信を積極的に行います。

やってよかったと思える学校評価にするために（その3）

- 課題や問題点ばかりに注目するのではなく、「うまくいっていること」、「うまくいっていないこと」双方の視点から、現在の学校がどのような状態にあるのかを十分把握します。
- 重点目標や重点的な取組の進捗状況を把握するために必要な情報・データは、全教職員が共有し、活用できるよう、日頃からファイルしておきます。
- 校内研修に学校評価の意義や取組のねらいを共有化できるような研修の機会を位置づけるなど、学校を改善していくための考え方や方策について共通理解を図ることが必要です。

（3）学校づくりビジョンの実現に向けた組織づくり

学校評価を通じて、学校の現状や改善の方向性を話し合い、教職員一人一人の知を結集していけば、学校の組織力は大きく高まります。

○ 学校の組織力を高めるために

- ① 校・園長は、「学校づくりビジョン」を明らかにし、教職員がそれに向かって取り組むことができるようリーダーシップを発揮します。
- ② 学校が、「めざす子どもの姿・めざす学校の姿」の実現に向けて組織的・継続的な取組を進めていくためには、主任級やミドル層の教職員が取組の意義について理解をすることや、自らの役割と責任についての自覚を促すことが必要となってきます。そのためには、ミドル層に教職員間の連絡調整や若手教職員の支援にあたらせるなど、組織運営を円滑に進めるためのキーパーソンとしての役割とやりがいを持たせることで、学校経営への参画や貢献の意欲の高揚を図ります。
- ③ 各部会・委員会・分掌等の役割を明確にした組織再編に取り組むなど、従来の方法や仕組みにとらわれず、職務遂行の意欲が高まるよう常に見直しを行います。
- ④ 日常、教職員間でいかに活発にコミュニケーションがとられているかが組織力づくりの土台となるため、教職員一人一人が自由闊達な対話ができる職場の雰囲気づくりに努めます。



やってよかったと思える学校評価にするために（その4）

- 学校が組織として改善活動に取り組むためには、前年度の「学校経営手法の診断」から導き出された学校の「強み」や「弱み」を全教職員が共有しておきます。
- 学校評価の取組を通じて、教職員一人一人に自分の仕事の位置づけや果たすべき役割と責任を自覚させることは、自分にどのような資質や能力が求められているのかを理解させることにもつながっていきます。そのため、具体的な方策ごとに担当者や進捗管理者を明らかにしておくことが大切です。
- 学校評価は、学校の教育活動全体にかかわる取組であり、全体の牽引役や横断的な調整役を担う学校評価委員会が必要になってきますが、学校の組織を複雑にしないためにも、ほとんどの学校に組織されている「運営委員会」や「企画委員会」等と兼ねることが考えられます。
- 学校の組織力を診断する指標のひとつに、教職員の職場における満足度（仕事内容、健康・安全、職場環境等）が挙げられます。教職員満足度を把握し、増進させ、不満足を解消する取組を進めることが必要です。

4 保護者・地域への情報発信

(1) 情報発信の必要性

学校評価は、学校と保護者・地域住民等との信頼関係を築くためのコミュニケーションツールの一つです。

学校と保護者・地域住民等とのコミュニケーションを進めるためには、まず学校自らが行動し、学校の様子や教育活動について広くわかりやすい情報発信をすることで、学校に対する正しい認識と正当な評価を得る必要があります。

そういった意味で情報発信は、学校経営上必要とされる活動の一つと考えられます。

(2) 情報発信の進め方

① 日常の具体的な取組のアピール

保護者や地域住民等に対して、「今、学校が何をめざし、それを達成するためにどんな教育活動をしているのか」、「子どもたちは、今、どんなことをがんばっているのか」という具体的な取組を中心に知ってもらうことから始めます。

学校行事等のイベントだけではなく、普段の授業の中で大切に取り組んでいることを中心に、情報発信を日々積み重ねていくことが大切です。

その上で、学校だよりや学校ホームページ等、様々な方法で「学校づくりビジョン」や重点目標等についてしっかりと説明し、アピールすることが大切です。

② 日常の学校の様子を見る機会の設定

保護者だけでなく、地域住民等にも自由に参観できる学校公開日や行事等を積極的に設定するなど、学校の様子を実際に見て肌で感じてもらうことも有効です。

③ 情報発信の拡大化

学校評議員、協力者会議委員や運営協議会委員、自治会長や民生委員等の地域住民に学校だよりを配布するなど、学校関係者組織への情報発信を行うことも大切です。定期的に地域住民に回覧したり、全戸に配布したり、地区市民センター窓口に置いたりすることで、より広く情報発信を行っている事例もあります。

④ 情報発信の手段

情報発信の手段は、紙媒体、校内掲示物、学校ホームページ、学校情報メール、学校説明会や懇談会、アンケート等多様な方法が考えられます。また、新聞や地域広報誌、ケーブルテレビ等も情報発信の媒体として活用できます。

⑤ 頻度・情報量・適時性

学校関係者が情報を必要とする時、適切な頻度や量の情報がタイムリーに得られるように、情報発信の手段を選択することが必要です。また、幼児児童生徒、保護者、地域住民等、想定している対象に合わせて内容や方法を工夫する必要があります。



○ 情報発信を行うにあたっての留意点

- ① 学校評価結果の公表等にあたって、幼児児童生徒や保護者、教職員等の個人情報の保護に十分に配慮する必要があります。
- ② 幅広い人々に対しての情報発信が可能な学校ホームページについては、正確な情報発信及び適宜更新を心がける必要があります。
- ③ 帰宅時間、通学路等に関する情報発信については、幼児児童生徒等の安全確保のための方法、内容及び提供範囲への注意を十分に払うことが必要です。

(3) 保護者・地域住民等からの受信

学校は日常的に情報発信を進めるとともに、以下の点に留意して、保護者や地域住民等の声を聴く場の設定に努めることが大切です。また、保護者や地域住民等の意見や要望等を受信し、双方向のコミュニケーションの流れをつくることで情報の共有を図ることが大切です。

- ① 保護者や地域住民等に知らせる情報の内容を分かりやすいものにする。
- ② 受信した意見や要望等をもとに、学校は必要に応じて年度途中の軌道修正を行うなど、柔軟に対応する。
- ③ 家庭や地域社会での子どもたちにかかわる情報提供を依頼する。

(4) 情報発信を積み重ねることで得られる効果

情報発信を日々積み重ねていくことで、以下の段階的な効果が得られ、保護者や地域住民等の協働・参画を得るための土台づくりとなります。

① 学校に対する正確な認識の形成

学校の日常を伝えることで、学校教育が担う重要な役割や価値について地域社会に正しく理解を促すことができます。さらに、学校の現状や課題を整理してていねいに説明することで、学校関係者の学校教育についての認識をより深めることができます。

② 学校関係者との信頼関係の構築

学校の現実が正確に認識されれば、学校関係者の理解と支持につながり、持続的かつ安定的な信頼関係が構築されます。

③ 学校関係者との共有化

学校が具体的にどのような姿をめざし、その達成のためにどのような活動に取り組もうとしているのかということを知らせることにより、「めざす子どもの姿・めざす学校の姿」の共有化を図ることができます。

④ 学校に対する理解や当事者意識の形成

学校関係者との信頼関係や「めざす子どもの姿・めざす学校の姿」の共有化が得られれば、学校に対する理解が向上するだけでなく、地域全体の協力・支援や当事者意識の形成につながります。

⑤ 学校運営や教育活動への参画の促進

学校関係者に学校への当事者意識が生じれば、学校運営や行事への参加・参画をよりスムーズに促すことができます。また、学校運営に対して積極的かつ建設的な意見を得ることができます。



5 学校評価の充実

学校は、必要に応じて、保護者・児童生徒アンケートを活用しながら「自己評価」を実施してその結果を公表するとともに、保護者・地域住民等による「学校関係者評価」を行い、学校経営の改善に向けての意見が各方面から得られる学校評価システムの充実に努める必要があります。そして、学校評価の取組により見えてきた自校の「強み」と「弱み」を把握し、組織的・継続的に改善活動に取り組むことが大切です。

(1) 四日市市学校評価システム

「学校づくりビジョン」の達成をめざした学校経営を推進していくには、「経営」の視点が明確になっていることが必要です。同時に「学校づくりビジョン」の進捗状況や取組に関する機能が常に評価・診断でき、その結果に基づいて次の手立てや方法を明確にして「めざす子どもの姿・めざす学校の姿」を実現していくための学校評価システムが必要になってきます。

本市においては、「学校づくりビジョンの重点目標に基づく評価」、学校教育指導方針に基づく「学校教育活動の評価」、学校経営のあり方を診断する「学校経営手法の診断」の3つを組み合わせて自己評価としています。さらに、保護者・地域住民等が行う「学校関係者評価」をあわせたものを、「四日市市学校評価システム」としました。

目標と計画が具体的で取り組む内容がはっきり分かるものであれば、評価は自然と行われるものです。従って、学校の現状と課題、地域の実情等を踏まえた適切な「学校づくりビジョン」の策定が必要となります。そして、「学校経営手法の診断」に示された視点で学校評価を行うことにより、組織のあり方について共通理解を図り、組織体としての取組を充実させることにつながります。

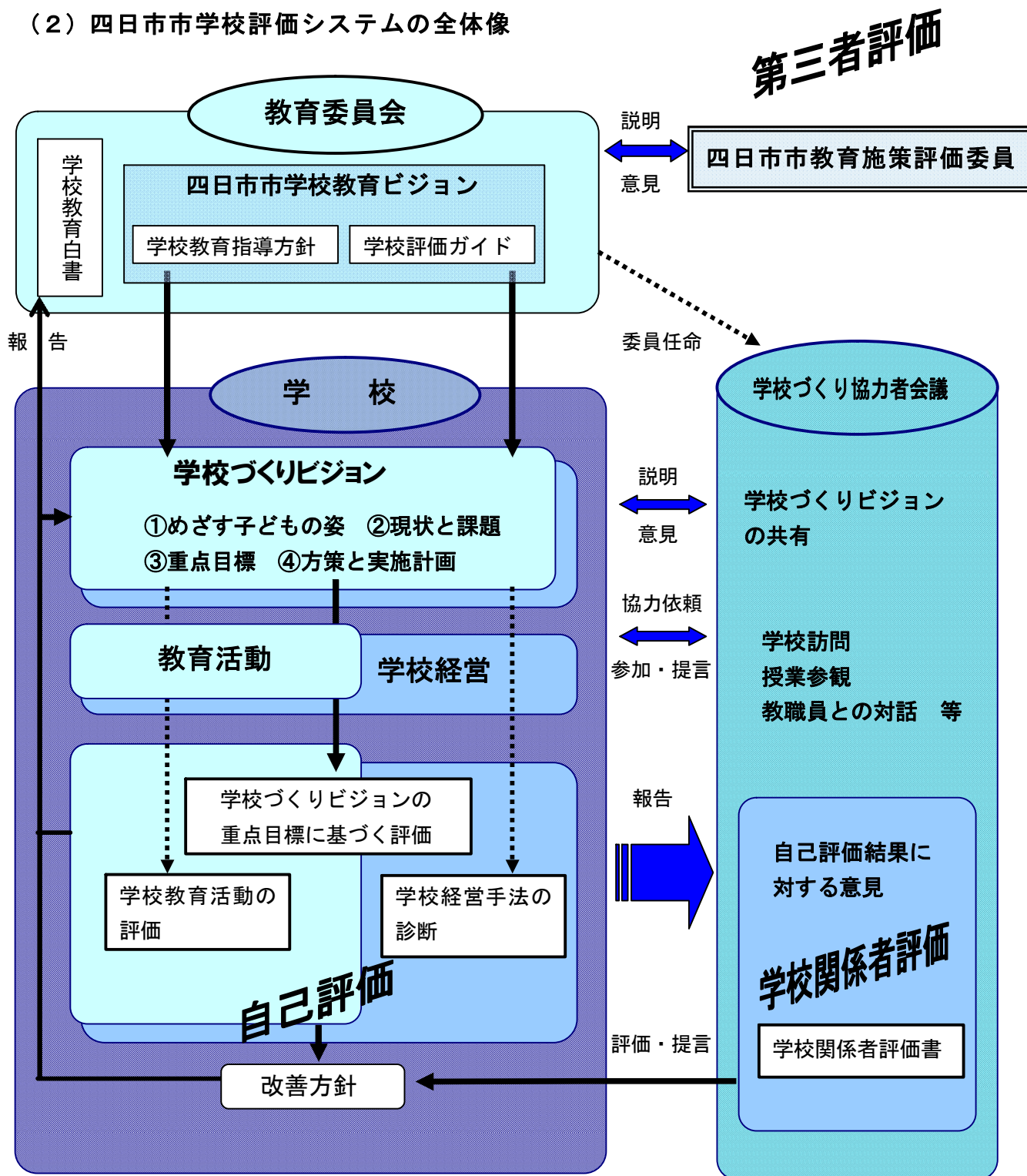
第三者評価の実施体制については、文部科学省「学校評価ガイドライン〔平成22年7月20日改訂〕」では、以下のように示されています。

- 第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、その責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。
- 具体的な実施体制については、地域や学校の実情等に応じて、次のような取組を含め柔軟に対応することが考えられる。
 - (ア) 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う。
 - (イ) 例えば中学校単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う。
 - (ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う。

第三者評価を行うに当たっての留意点は、法令上義務付けられている自己評価と、実施が努力義務となっている学校関係者評価が十分に行われていることが重要です。

第三者評価は、それらを補完することで学校評価全体がより充実したものとなることが望まれています。本市の第三者評価のあり方については、今後も検討を進めていきます。

(2) 四日市市学校評価システムの全体像



※運営協議会が組織されている学校では、運営協議会において学校関係者評価を実施します。

※教育委員会では、学校教育ビジョンに基づく「教育委員会の点検・評価」の実施にあたり、「四日市市教育施策評価委員」を委嘱し、本市の学校評価のシステム全体を検証するとともに、教育委員会が学校に対して行う施策の改善について、その知見の活用を図ります。

(3) 自己評価

自己評価は、教職員が設定した目標等に照らして行うものです。学校評価の最も基本であり、重要なものであると位置づけます。必要に応じて、児童生徒アンケートや保護者アンケートを実施するなどして、学校関係者の客観的な声も取り入れながら行います。

本市では、「学校づくりビジョンの重点目標に基づく評価」を重視して行います。それに加えて、学校教育指導方針に基づく「学校教育活動の評価」と、学校経営品質に基づく「学校経営手法の診断」を行います。

○ 自己評価を実施するにあたっての留意点

- ① 評価項目・指標等の設定にあたっては、重点目標の達成に即した具体的かつ明確なものとし、教職員が意識的に取り組むことが可能な程度に精選します。
- ② アンケート結果や学校運営に関する様々なデータを総合的に分析して、目標の達成状況や取組の適切さについて評価します。
- ③ 評価の項目によっては、教職員、児童生徒、保護者の3者の意識のずれに注目することも必要です。
- ④ 両極端の結果が出た場合、平均化してまとめるのではなく、そのような声が一部だけであっても、出てきた背景を分析することが大切です。

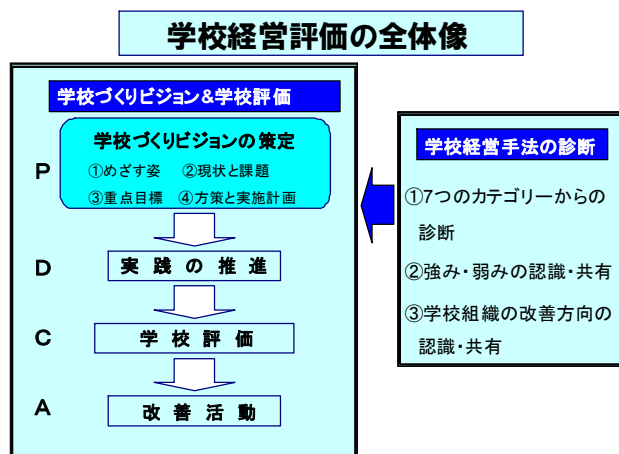
○ 学校経営手法の診断について

「学校経営手法の診断」は、学校の教育活動全般の状況を「学校経営品質」に基づく7つの視点から診断し、「学校づくりビジョン」の実現のための「重点」として示した取組などについて、特に学校が重視しなければならない視点を明らかにし、「その取組がうまくいっているか、うまくいっていないのか」から診断を始めることで、「学校の何を変えればよいか」という話し合いにつなげていくことをねらいとしています。

そして、話し合いから見えてきた組織体としての学校の「強み」、「弱み」を認識し、「学校として大切にしていきたい取組」や、「重点的に改善に取り組むべきこと」を明らかにすることで、「めざす子どもの姿や・めざす学校の姿」の実現に向け、学校全体で改善活動を継続的に進めようとするものです。

この診断は、経営責任のある校・園長が、学校経営を改善していく方策を探るものとともに、教職員においても、学校全体が組織体として教育活動を進めることができているかについて見直しを図るものです。経営診断を誰が実施するかは各学校の裁量としますが、「学校経営委員会」や従来の「運営委員会」、「企画委員会」等を中心に、全教職員がかかわれる形を工夫し、実施されることが望まれます。

また、実施時期についても年度末に限らず、長期休業中に診断を実施することで、十分な話し合いの時間が取れるとともに、次の学期にその結果を反映した改善活動が実践できます。



(4) 学校関係者評価

学校関係者評価は、自己評価の結果をもとにして、学校関係者である保護者・地域住民等で行う評価です。本市においては、協力者会議や運営協議会で実施します。

○ 学校関係者評価の目的

- ① 学校が行った自己評価が、保護者・地域住民等の目から見ても違和感なく受け入れられるかについて意見交換することで、自己評価の客観性・透明性を高めます。
- ② 評価活動を通じたコミュニケーションにより、保護者・地域住民等は、学校の努力状況や仕事の現実を知り、学校は、保護者・地域住民等からどのように見られているのかを知ることで普段の教育活動を振り返るきっかけとなるなど、お互いの理解を深めます。
- ③ 保護者・地域住民等が、学校と一緒に子どものことを考え、それぞれの立場や視点から意見を出し合うことで、共によりよい学校をつくるための取組につなげます。

○ 学校関係者評価を実施するにあたっての留意点

- ① 年度当初に「学校づくりビジョン」を説明する機会等を持つことで、学校の現状やめざす方向を委員と共有を図ります。また、学校だよりや学校ホームページ等を通して、日常的に学校からの情報発信を積極的に行います。
- ② 学校行事や日常の教育活動の様子を参観してもらう機会を積極的に設定します。
- ③ 評価を行う委員が保護者・地域住民等であるため、学校運営の詳細について網羅的な評価をしたり、専門的に分析・評価をしたりすることは現実的ではありません。
- ④ 学校評価に対する理解や目的等を周知することや、学校に関する様々な情報を発信することにあたっては、保護者・地域住民等に理解しやすい内容を中心に、分かりやすい言葉で適切な量となるよう工夫・精選をします。
- ⑤ 保護者・地域住民等からの信頼を高めるために、また、「よりよい学校づくり」への協力や支援を受けるためにも、学校は評価結果を真摯に受け止め、迅速に改善方針に反映させます。
- ⑥ 学校関係者評価は、各委員へのアンケートの実施や個別の意見聴取だけで行うことは適当ではなく、協力者会議や運営協議会での話し合いによって行うものです。



やっぴよかっぴと思える学校評価にするために（その5）

- 協力者会議や運営協議会では管理職と委員との意見交換の場に留めるのではなく、可能な限り教職員が同席すると、より具体的な状況が直接伝わり、意見交換も活発になるとともに、学校改善の取組につなげやすくなります。
- 学校関係者評価を実施するにあたり、各委員の時間的な制約を考慮し、事前に検討資料を配布するなど、意見交換の時間確保の工夫をします。
- 委員は学校をよく知る「関係者」であることから、初めはよいところのほめ合いになりやすく厳しい意見が出されにくい傾向があります。多くの気づきを得るためには、批判的友人関係（クリティカルフレンド）が理想的な関係であると言われます。
- 学校関係者評価の目的について、全教職員で共通理解を図っておくことが必要です。

(5) 評価結果の公表

○ 評価結果公表の目的

学校評価の結果を公表する目的は、保護者・地域住民等に信頼される開かれた学校づくりを進める上で、学校としての説明責任を果たすことです。

また、学校評価の公表は、学校の努力や積極的な取組、今後改善していきたいと考えている事柄などをアピールしたり、あるいは学校が抱えている課題を示したりすることにより、保護者・地域住民等の理解や支援を得ることのできる絶好の機会と捉えることもできます。

○ 評価結果の公表にあたっての留意点

- ① アンケート結果のみを公表するのではなく、公表のねらいや具体的な改善の手立て等、各学校の実状に応じ、その内容の工夫が求められます。
- ② 伝えたい内容の要点を簡潔にまとめたり、表やグラフを用いて分かりやすくしたりするなど、情報の受け手の立場に立った公表の工夫を心がけることが大切です。
- ③ 個人情報の保護や公表に適している内容なのかを十分に考慮し、適切に行うことが必要です。

(6) 教育委員会への報告

自己評価の結果（様式1～様式3）及び学校関係者評価の結果（様式4）を、教育委員会へ提出します。様式1～様式3については、根拠を明確にした評価結果を4段階で表します。

【様式1】自己評価書 …… 学校づくりビジョンの重点目標に基づく評価をする。

【様式2】学校教育活動の評価 …… 学校教育指導方針に基づく項目で評価をする。

【様式3】学校経営手法の診断 …… 学校経営品質に基づく項目で評価をする。

【様式4】学校関係者評価書 …… 観点を明らかにして、出された意見を集約する。

※ 各様式については 16 ページ以降に掲載します。【様式1】の項目数については、各学校の重点目標の設定数によって異なります。

※ 4段階評定は、（4 …… 十分 3 …… 概ね十分 2 …… やや不十分 1 …… 不十分）となります。

※ 四日市市においては、平成22年度より市内全幼稚園、小中学校の自己評価書【様式1】を教育委員会ホームページにおいて公表しています。

<参考資料>

○ 学校評価フロー図

「学校づくりビジョン」の策定・見直し

- ・ 「めざす子どもの姿・めざす学校の姿」を具体化する。
- ・ 前年度の成果と課題，学校の状況や取り巻く環境について認識する。
- ・ 重点目標と目標達成に向けた具体的方策を検討する。
- ・ 具体的な達成目標について検討する。

「学校づくりビジョン」の共有

- ・ 全教職員で「学校づくりビジョン」の内容を共通理解する。
- ・ 重点目標の達成に向けて，組織的にどう取り組むかを明らかにする。
- ・ 取組の結果をどのように評価をするのか，評価指標を設定する。

「学校づくりビジョン」の保護者・地域への発信

- ・ 学校だよりや学校ホームページ等を活用する。
- ・ PTA総会等で「学校づくりビジョン」を説明する時間を設定する。
- ・ 協力者会議（運営協議会）を開催し「学校づくりビジョン」を説明する。

P

D

学校づくりビジョン達成のための実践

自己評価の実施

- ・ 年度末だけではなく，中間評価など評価結果が有効に働くように時期を考慮して実施する。内容によっては，できるときに評価活動を行い，その結果をファイルしておく。
- ・ 児童生徒アンケートや保護者アンケートを活用する。
- ・ 担当者等で評価を実施し，成果と課題を検討する。
- ・ 組織として機能しているかを検証するため，「学校経営手法の診断」を実施する。
- ・ 評価結果を全職員で共有し，分析・考察して改善方針を検討する。

学校関係者評価の実施

- ・ 協力者会議（運営協議会）へ自己評価書等を提出して評価を受ける。

改善方針の見直し

- ・ 学校関係者評価の結果を踏まえ，次年度の改善方針の見直しを行う。

評価結果の公表

- ・ 学校ホームページや学校だより等で保護者・地域住民等に知らせる。
- ・ 教育委員会へ，様式1～様式4を提出する。

A

学校づくりビジョンの見直し・改善へ

○ 学校評価年間計画例

4月	<p><Plan(「学校づくりビジョン」の策定)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新年度学校評価委員会(仮称)の設置 ○ 前年度の評価結果の把握, 現状分析 ○ 「学校づくりビジョン」の策定 重点目標, 具体的方策, 実施計画等に基づく評価項目の設定 ○ PTA総会等で「学校づくりビジョン」の説明
5月	<p><Do(実践)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回学校づくり協力者会議(コミュニティスクール運営協議会)にて, 「学校づくりビジョン」の説明及び意見交換(承認) ○ 「学校づくりビジョン」の重点目標に基づく具体的方策の実行 ○ 学校だよりや学校ホームページ等による情報発信(随時) ○ 評価資料の累積(随時)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校公開の実施(随時) ※ 学校評価担当者研修会・学校づくり協力者会議委員研修会(市教育委員会主催)
7月	<p><Check(評価)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中間的な評価の実施
8月	<p><Action(改善)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中間的な評価結果に基づく具体的な改善方針の策定 ○ 学校評価にかかわる校内研修会の開催 ○ 「学校経営手法の診断」の実施
9月	<p><Do(実践)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回学校づくり協力者会議等での中間的な評価結果の検証及び改善点の説明 ○ 改善策に基づく具体的方策の実行
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学年末の自己評価に向けた資料の累積(随時)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校評価委員会にて, 保護者, 児童・生徒アンケート項目の設定
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校評価に関わる校内研修会の開催 ○ 「学校経営手法の診断」の実施
1月	<p><Check(評価)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価及び保護者, 児童・生徒アンケートの実施及び集計
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価書の作成 ○ 「学校教育活動の評価」の実施 ○ 第3回学校づくり協力者会議等にて, 「学校関係者評価」の実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価書・学校関係者評価書をもとに, 今年度の成果と課題の整理 ○ 次年度の改善方針の策定 ○ 評価結果の公表・説明(学校だより, 学校ホームページ等) <p><Action(改善)></p>

○ 保護者アンケートを実施する上での留意点

- 1 対象者が回答に悩まないように、わかりやすい文言で質問することが大切です。
 - ① 保護者に尋ねる目的がはっきりしていますか。
 - 「学校づくりビジョン」の重点目標の指標とするのか。
 - 「学校経営手法の診断」の指標とするのか。
 - 学校経営の基礎資料とするのか。
 - ② 保護者にアンケートで聞くことが適切な項目ですか。
 - 保護者が責任を持って回答できるものであるのか。
 - 保護者以外の人（児童生徒等）に聞く方が適切ではないか。
 - 教職員が評価することではないか。
 - 懇談会等で意見聴取することができない内容なのか。
 - ③ 質問文は適切ですか。
 - 1つの質問で複数の事柄を聞いていないか。
 - 読み手によって解釈が違ふような、曖昧な表現を使っていないか。
 - 回答を誘導するような表現になっていないか。
 - 回答者にとってわかりづらい用語や略語を使っていないか。
- 2 回答の選択肢を、3択または5択にすると、回答が中央に集中する傾向が強まります。よって4択が適切と考えます。
- 3 自由記述欄を設けることで、アンケート項目以外の意見を収集することができます。
- 4 的確な回答を得るためには、積極的な情報発信が必要です。アンケート項目によっては、補足的な説明を入れておくことも効果的です。
- 5 アンケートの実施にあたっては、匿名性の担保に十分配慮します。
- 6 保護者アンケートは、家庭数ではなく児童生徒数で行います。集計は大変ですが、正確に学級ごとの取組を評価してもらえます。ただし、兄弟姉妹が在籍する保護者への理解を得るようにします。
- 7 結果を集計するだけでなく、前回や前年度、県や国の状況等と比較しながら、原因等を分析し、改善に向けて方策を検討することが重要です。
- 8 アンケート項目数が多い場合、保護者のみならず、集計する教職員にも大きな負担となります。よって、学校改善に役立つための項目に絞ります。
- 9 最後に、以下の事例を紹介します。
 - 例1・「学校だよりやホームページ等で、学校の様子をわかりやすく伝えてありますか。」
 - ・「お子さんは、家庭や地域できちんとあいさつができますか。」
→学校づくりビジョンの重点を自己評価するための指標の一つと考えられます。
 - ・「学校は、情報提供を積極的に行うなど、信頼関係を高める取組を行っていますか。」
→「学校経営手法の診断」の3-②の指標の一つと考えられます。
 - 例2・「学校は授業をわかりやすく教えていますか。」
→普段、授業を見ていない保護者にはわかりにくく、むしろ子どもに聞くべき指標です。
 - 例3・「学年に応じた学力が身についていますか。」
→判断、評価するのは教職員であり、学校が保護者に説明すべき指標です。

○ 学校評価に関する法の規定

学校評価については、学校教育法及び学校教育法施行規則に次のように規定されています。

○ 学校教育法（平成 19 年 6 月 26 日公布 平成 19 年 12 月 26 日施行）

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため、必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第 43 条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等に準用する。

○ 学校教育法施行規則（平成 19 年 10 月 30 日公布 平成 19 年 12 月 26 日施行）

第 5 節 学校評価

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者、その他の当該小学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条 小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等に準用する。

以上のことにより、各学校は法令上、次のように学校評価や情報発信を行います。

- ① 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること。
- ② 保護者・地域住民等の学校関係者による評価（学校関係者評価）を行うとともに、その結果を公表するよう努めること。
- ③ 自己評価・学校関係者評価の結果を設置者（教育委員会）に報告すること。
- ④ 学校の教育活動、学校運営の状況に関する情報を、保護者・地域住民等に積極的に発信すること。

【様式1】

自己評価書

四日市市立〇〇〇学校

1 学校づくりビジョンの重点目標の達成に基づく評価

		4・3・2・1
主な方策 成果と課題		

重点目標 2		4・3・2・1
主な方策 成果と課題		

重点目標 3		4・3・2・1
主な方策 成果と課題		

重点目標 4		4・3・2・1
主な方策 成果と課題		

重点目標 5		4・3・2・1
主な方策 成果と課題		

2 改善方針

--

【様式 2】

学校教育活動の評価

四日市市立〇〇〇学校

1 教育課程の状況等

項目	内 容	評価
①教育課程の編成・実施	子どもの実態を的確に把握・分析して教育課題を明確にし、教職員が一致協力して教育課程を編成するとともに適切に実施することができた。	4・3・2・1
②幼保小中での連携した取組【重点①-2】	幼保小中で連携することにより、授業改善と教職員の意識改革を進め、一貫性のある教育の推進ができた。	4・3・2・1

2 各教科等の指導

項目	内 容	評価
①毎日の授業【重点①-1】	授業で子どもを生かす工夫をし、教材と実生活における事象との関連を図るなどして、分かりやすい、丁寧な授業を行うことができた。	4・3・2・1
②確かな学力の定着【重点①-1】	基礎的・基本的な知識・技能を身につける教育、自ら学び自ら考える力を育成する教育を進め、確かな学力を定着させるための授業改善を図ることができた。	4・3・2・1
③学び合う学習【重点①-1】	一人一人の子どもに自分の思いや考えを確かに持たせる時間を確保するとともに、子ども相互がかかわり、学びを深め、広げる学習形態や指導の工夫を図ることができた。	4・3・2・1
④問題解決的・体験的な学習【重点①-1】	子どもの内的な疑問を生かし、体験的な学習や基礎的・基本的な知識や技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童生徒の興味・関心を高め、自主的、自発的な学習を促進することができた。	4・3・2・1
⑤言語活動の充実	思考力・判断力・表現力等をはぐくむため、意図的・計画的にねらいをもって言語活動に取り組むとともに、言語環境の整備に努めることができた。	4・3・2・1
⑥個に応じた指導	個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、繰り返し指導、補充的な学習や発展的な学習などを積極的に取り入れ、指導を行うことができた。	4・3・2・1
⑦目標に準拠した評価	評価の方法等を学校全体で共有し、評価が児童生徒の「自己学習力の向上」と教師の指導の改善に生かされるよう、指導と評価の一体化を図ることができた。	4・3・2・1
⑧ICTを活用した授業の充実【重点①-3】	子どもにとって「わかりやすい授業」を実現するため、教員が効果的にICTを活用するとともに、子どもがICTを活用しながら共に学び合う場を設定できた。	4・3・2・1
⑨外国語活動・英語教育の推進【重点①-4】	子どもと英語指導員との効果的なかわりを工夫した。また、外国の文化や生活への興味や理解を深め、コミュニケーション能力を高めるための取組を推進(小学校においては、コミュニケーションの素地を養うよう取組を推進)できた。	4・3・2・1
⑩少人数による授業【重点①-5】	少人数だからこそできる効果的な指導方法や内容等を検討し、少人数授業やティーム・ティーチング等その体制を生かしたきめ細かい行き届いた指導を行うことができた。	4・3・2・1
⑪体力の向上【重点③-2】	運動のおもしろさなどを味わわせるための活動や場の工夫を図るとともに、体力向上のための取組の充実を図ることができた。	4・3・2・1
⑫道徳教育【重点②-2】	全体計画及び発達段階に応じたねらいや資料を明確に位置付けた年間指導計画に基づいて指導することができた。	4・3・2・1
⑬特別活動	子どもの人間形成のために、自主的・実践的な活動を助長し、適切な集団活動を行うことができた。	4・3・2・1
⑭総合的な学習の時間	地域や学校、子どもの実態等に応じた課題、横断的・総合的な課題を探究のスパイラルに沿って展開する単元の計画・指導を行うことができた。	4・3・2・1
⑮読書活動【重点②-4】	読書活動の活性化を図るために、図書館司書やボランティアの協力を得ながら、図書館の計画的な利用や読書活動の推進に努めることができた。	4・3・2・1
⑯体験活動の充実【重点②-5】	子どもたちの社会性や豊かな人間性、自ら学び自ら考える力などをはぐくむため、教科等の指導において体験活動を効果的に取り入れることができた。	4・3・2・1

3 生徒指導 【重点②-1】

項目	内 容	評価
①指導体制	担当者(生徒指導委員会等)を中心にして、全教職員で取り組む組織的・機能的な体制により指導にあたることができた。	4・3・2・1
②教育相談	教職員による教育相談を子どもに実施するとともに、スクールカウンセラー等を活用し、いじめ、不登校、虐待等の未然防止と早期発見や解決に努めることができた。	4・3・2・1

4 人権教育 【重点②－3】

項目	内 容	評価
①観点の明確化	人権について理解・認識を深め、人権を尊重する意欲・態度を育成するために、すべての教育活動を通じて人権教育を実践することができた。	4・3・2・1
②教職員の人権意識	豊かな人権意識を身につけて、学校や地域における人権教育を推進することができた。	4・3・2・1

5 健康教育

項目	内 容	評価
①健康教育 【重点③－1】	学校保健に関わる教職員の協力体制を強化し、学校保健計画・食に関する計画・学校安全計画等と関連づけながら計画的・継続的に指導することができた。	4・3・2・1
②食育【重点③－3】	食に関する指導計画のもと、給食の時間をはじめ、各教科・領域など、学校教育活動全体を通じて食に関する指導を実践することができた。	4・3・2・1
③安全教育 【重点③－4】	教育活動全体を通じて、身近な生活における安全への知識や実践力を高めるよう指導ができた。	4・3・2・1

6 特別支援教育【重点④】

項目	内 容	評価
①支援体制	子どもの支援について、校内委員会や中学校区で協議したり、外部の専門家を活用したりするなど、全教職員の共通理解のもとに支援体制の充実を図ることができた。	4・3・2・1
②具体的な支援	特別な教育的支援が必要な子どもに対する相談支援ファイルを作成し、保護者や関係機関と連携して支援に努めることができた。	4・3・2・1

7 現代的な課題に対応した教育活動

項目	内 容	評価
①キャリア教育 【重点⑥－1】	さまざまな学習活動(職業体験、係・当番活動の役割を果たすこと等)を通して、自らの「生き方・働き方」を考える力を育てることができた。	4・3・2・1
②多文化共生教育 【重点⑥－3】	郷土や我が国の文化を大切にするとともに異なる文化や習慣を理解し、子どもたちが互いを認め合いながら、共に生活できるよう取組を進めることができた。	4・3・2・1
③環境教育 【重点⑥－2】	身近な素材から出発し、社会参加につながる取組を、学校・家庭・地域の連携のもとで進めることができた。	4・3・2・1
④福祉教育	互いに支え合う共生社会の実現をめざした実践的態度を育てるために、さまざまな人とのふれあいを大切に活動に取り組むことができた。	4・3・2・1

8 校内(校区内)研修の推進【重点⑧】

項目	内 容	評価
①教師力向上サポートブックの活用による研修	自己分析をもとに個人目標を設定し、管理職の助言や同僚との相互研鑽によるOJTを推進し、得た知識や技能を実践で活用することができた。	4・3・2・1
②計画的・継続的な実施	研修主題を教職員の共通理解のもとに設定し、学校・校区の実態や課題、教職員のニーズに合った研修会を計画的に実施することができた。	4・3・2・1
③工夫・改善	子どもの変容や具体的資料を分析することで学校・校区の教育課題を的確に把握し、その解決に向けて指導方法の組織的な(学校・校区での)工夫や改善に努めることができた。	4・3・2・1
④授業公開や実践交流の推進	校区内研修・校内全体研修・学年研修など多様なレベルで、教職員全員が年1回以上授業公開等を行い、授業のねらいや内容、指導等について分析・検証する授業研究を行うことができた。	4・3・2・1

9 教育活動の総括または改善方向

--

【様式3】

学校経営手法の診断

(〇〇〇学校)

1 リーダーシップ

学校づくりビジョンを明らかにし、教職員がそれに向かって取り組むよう、リーダーシップが発揮されている。		4・3・2・1
指標	①学校づくりビジョンを明確に示され、教職員に浸透している。	
	②学校づくりビジョンを保護者や地域の方々などにわかりやすく伝え、理解されている。	
	③対話を促進し、自由闊達な職場風土をはぐくんでいる。	
	④学校としての重要な目標の達成度を定期的に確認し、課題の検討を行い、改善につなげている。	

2 家庭や地域の信頼に応える学校づくり

学校は、社会からの要請に対応するための取組を行っている。また、地域社会から信頼されるための取組を行っている。		4・3・2・1
指標	①情報提供を積極的に行うなど、学校経営の透明性を確保し、地域に開かれた学校づくりを行っている。	
	②教職員の倫理観や法令・社会的規範を遵守する意識を高める取組を行っている。	
	③整理・整頓・清掃を基本とした環境に配慮した学校経営を行っている。	
	④地域から信頼を得るための取組を進め、良好な連携、協力関係を築いている。	

3 「学習者」（幼児児童生徒、保護者、地域の方々等）とのコミュニケーション

学校は、学習者の要望や期待を確認、発見し続け、「学習者」とのコミュニケーションの機会を増やし、信頼関係を築いている。また、学校の活動にどの程度満足しているかを把握している。		4・3・2・1
指標	①「学習者」の現在及び将来にわたる要望や期待を具体的に把握している。	
	②情報提供を積極的に行うなど、「学習者」との信頼関係を高める取組を行っている。	
	③「学習者」が意見や要望、苦情等を学校に伝えやすくするための工夫や取組を行っている。	
	④「学習者」からの意見や要望、苦情等があった場合に学校として組織的かつ速やかに対応している。	
	⑤「学習者」が学校の何にどの程度満足しているのかを定期的に把握し、結果を分析して改善につなげている。	

4 計画の策定と展開

学校は、学校づくりビジョンの実現に向けて、実施計画を適切に策定している。また、実施計画から教職員一人一人の具体的な行動につなげられている。		4・3・2・1
指標	①学校づくりビジョンに、昨年度の評価結果や学習者等の要望・期待、社会情勢の変化等を適切に反映させている。	
	②学校づくりビジョンを策定する際には、全ての教職員に参加を求め、理解と納得を得た実現可能な計画としている。	
	③実施計画が学校づくりビジョンに照らし、一貫性と整合性のあるものとなっている。	
	④実施計画に、具体的な達成目標を掲げ、進捗度を定期的に把握している。	
	⑤学校づくりビジョンや実施計画に基いた個人レベルの目標設定や行動計画の策定がなされている。	

5 人材育成と組織能力の向上

学校は、教職員のやる気を引き出し、組織全体の能力を高める取り組みを行うとともに、学校づくりビジョンの実現や教職員のキャリア形成に向けた人材育成に取り組んでいる。また、教職員の満足度を把握し、改善を図っている。		4・3・2・1
指標	①「めざす子どもの姿・めざす学校の姿」の実現のため、各々の教職員が、自身にどのような資質・能力が求められているかについて、理解・納得している。	
	②教職員一人一人の自己実現や能力開発に関するニーズと現状を把握したうえで、専門的指導能力等の育成や取組意欲の向上について支援している。	
	③組織全体の能力を高めるため、教職員同士の授業研究をはじめとしたOJT研修が日常的に行われている。	
	④全ての教職員の学校経営への参画意欲や貢献意欲を高めている。	
	⑤意欲的な取組を行っている教職員やグループの活動を認めるなど、教職員のやる気を引き出す工夫を講じている。	
	⑥教職員の満足度を定期的に把握し、満足要因・不満足要因を分析して改善につなげている。	

6 仕事の進め方

学校は、「学習者」の視点から仕事の進め方や手順を常に見直している。また、学校にかかわる様々な方々と価値観や目標を共有し、よきパートナーとして活動に取り組んでいる。		4・3・2・1
指標	①各分掌（事務を含む）、学年、教科等が互いの連携・協力を意識し、「よりよい仕事の進め方」のための改善に取り組んでいる。	
	②わかりやすい授業を行うため、指導計画や指導方法の研究・改善などに、学校全体として取り組んでいる。	
	③いじめ、不登校、学級崩壊等の学校の課題に対し、学級、学年、分掌を越えて、組織的に対応している。	
	④前例踏襲を検証し、業務や会議等の精選や効率化などに取り組んでいる。	
	⑤事故、事件、災害等のリスクに対し、迅速かつ適切な対応が学校全体として行える体制が整備され、教職員に徹底されている。	
	⑥地域、関係機関などのパートナーとの連携を常に意識し、協力関係を維持・向上させている。	

7 情報の管理と活用

学校は、必要な情報・データを効率的に収集、分析、共有し、有用で適正な活用ができるようにしている。また、情報インフラ（インターネット等の情報基盤）を情報公開や業務効率の改善に活用している。		4・3・2・1
指標	①学校にとって必要な情報・データが的確に収集され、分析されている。	
	②学校にとって必要な情報・データがわかりやすく分類され、教職員に共有されて、活用できる状態になっている。	
	③収集した情報・データを適正に管理し、定期的に検証して適切に更新している。	
	④個人情報等の機密情報が適正に管理、活用されるよう、情報セキュリティやマニュアル化等の対策が講じられている。	
	⑤優れた取組を行っている事例の研究を、ベンチマーキングなどを活用して積極的に行い、学校経営の改善に活用している。	

- ◇ 評価欄には、各事項についての学校の現状を○△で評価してください。
 ○…ありがたい姿や学校づくりビジョンの実現に向けて、概ねうまくいっていると感じている。
 △…ありがたい姿や学校づくりビジョンの実現に向けて、あまりうまくいっていないと感じている。

- ※ の項目については、必ず評価をしてください。
 の項目についての評価は、学校の取組状況に応じて実施してください。

- ◆ 学校経営手法の診断による自校の組織としての「強み」と「弱み」

強み	
----	--

弱み	
----	--

- ◆ よりよい組織にするための学校としての改善方向

改善方向	
------	--

(平成〇〇年〇月〇日 実施)

【様式4】

学校関係者評価書

四日市市立〇〇〇学校 学校づくり協力者会議

委員長

印

評価項目	評価のまとめ

四日市市学校評価ガイド

発行 平成23年3月
発行所 四日市市教育委員会
〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号
電話 (059) 354-8237
Fax (059) 354-8308
